

資料編

1 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2
厚生労働省	社会・援護局総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1

名称	担当部署	所在地
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	長官官房官房参事官室	東京都千代田区霞が関1-3-1
原子力規制委員会	総務課	東京都港区六本木1-9-9
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2
防衛省	運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町5-1

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務課	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州財務局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港港湾合同庁舎内)
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8 (住友生命博多ビル4階)
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整室	熊本市西区京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)
大阪航空局	総務部航空保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第四号館)
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本市東区尾ノ上1-6-22
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)

名称	担当部署	所在地
自衛隊福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監 西部方面総監部防衛部	陸上自衛隊	熊本市東区東町1-1-1
第4師団長 第4師団司令部第3部	陸上自衛隊	春日市大和町5-12
佐世保地方総監 佐世保地方総監部第3幕僚室	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町18番地
西部航空方面隊司令官 西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	春日市原町3-1-1

(3) 関係指定公共機関

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土交 通省	独立行政法人海上技術安 全研究所	企画部企画課	東京都三鷹市新川6-38-1
海上保 安庁	一般財団法人海上災害防 止センター	総務部総務課	横浜市中区海岸通3-9
国土交 通省	独立行政法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
国土交 通省	独立行政法人港湾空港技 術研究所	企画管理部企画課	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
厚生労 働省	独立行政法人国立病院機 構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
経済産 業省	独立行政法人産業技術総 合研究所	企画本部	茨城県つくば市梅園1-1-1 つくば 中央第2つくば本部・情報技術共同研究 棟9F
文部科 学省	独立行政法人日本原子力 研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センタ ー	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601 -13
経済産 業省	独立行政法人情報処理推 進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
総務省	独立行政法人情報通信研 究機構	総合企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1
農林水 産省	独立行政法人森林総合研 究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
農林水 産省	独立行政法人水産総合研 究センター	経営企画部経営企画室	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3 -3 クイーンズタワーB 15F
国土交 通省	独立行政法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
国土交 通省	独立行政法人日本高速道 路保有・債務返済機構	総務部管理課	東京都港区西新橋二丁目8-6 住友不 動産日比谷ビル7階
農林水 産省	独立行政法人農業・食品産 業技術総合研究機構	総合企画調整部企画調整室	茨城県つくば市観音台3-1-1
文部科 学省	独立行政法人放射線医学 総合研究所	企画部企画課	千葉市稲毛区穴川4-9-1
国土交 通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
財務省	日本銀行	決済機構局業務継続計画担当	東京都中央区日本橋本石町2-1-1

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門1-1-3
総務省	日本放送協会	災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1
総務省	日本郵便株式会社	管理部門リスク管理統括部	東京都千代田区霞が関1-3-2
国土交通省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業部危機管理防災課	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3-25-21
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町2-3-1 通信ビル7F
総務省	西日本電信電話株式会社	サービスマネジメント部 災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-15
経済産業省	九州電力株式会社	地域共生本部防災グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
経済産業省	電源開発株式会社	総務部総務・法務室	東京都中央区銀座6-15-1
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
国土交通省	オーシャントランス株式会社	北九州本店	北九州市門司区新門司北1-12
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	執行役員営業統括部長	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通省	阪九フェリー株式会社	旅客営業部	北九州市門司区新門司北1-1
国土交通省	JR九州バス株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	総務部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68
国土交通省	西濃運輸株式会社	輸送品質部品質改善課	岐阜県大垣市田口町1
国土交通省	日本通運株式会社	業務部(業務担当)	東京都港区東新橋1-9-3
国土交通省	福山通運株式会社	社長室CSR推進室	東京都江東区越中島3-6-15

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土交 通省	ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	東京都中央区銀座2-16-10
国土交 通省	ANAウイングス株式会社	ANA福岡支店総務課 (第1連絡先) NXA業務部業務課 (第2連絡先)	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル 福岡市博多区下臼井767-1 福岡空港第2ターミナルビル内
国土交 通省	株式会社スターフライヤー	経営企画部	北九州市小倉南区空港北町6 北九州空港スターフライヤー本社ビル
国土交 通省	株式会社ジャルエクス プレス	企画財務部	東京都品川区東品川2-4-11
国土交 通省	日本航空株式会社	経営企画本部経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11
国土交 通省	スカイマーク株式会社	経営企画室	東京都大田区羽田空港1-5-5
国土交 通省	全日本空輸株式会社	ANA福岡支店総務課 (第1連絡先) ANA福岡空港支店総務課 (第2連絡先)	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル 福岡市博多区下臼井767-1 福岡空港内
国土交 通省	日本トランスオーシャン航 空株式会社	本社企画部	沖縄県那覇市山下町3-24
国土交 通省	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24
国土交 通省	西日本鉄道株式会社	総務部庶務課	福岡市中央区天神1-11-17 福岡ビル5F
国土交 通省	井本商運株式会社	営業部	兵庫県神戸市中央区京町70 松岡ビル9階
国土交 通省	川崎近海汽船株式会社	総務部	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	ネットワーク事業部統合ネットワ ーク部(危機管理)	東京都千代田区内幸町1-4-6 日比谷ビル6F
総務省	KDDI株式会社	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜2-3-9 福岡第二NCCビル
総務省	ソフトバンクテレコム株式会 社	総務本部リスクマネジメント部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング
総務省	株式会社NTTドコモ	九州支社災害対策室	福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンクモバイル株式 会社	総務本部リスクマネジメント部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

(4) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所在地
大牟田瓦斯株式会社	業務部	大牟田市泉町4-5
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町89-2
筑紫ガス株式会社	総務グループ	筑紫野市紫2-12-10
直方ガス株式会社	業務部	直方市新町2-5-22
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2
高松ガス株式会社	浅川本社	遠賀郡水巻町頃末北4-6-1
一般社団法人福岡県LP ガス協会	事務局	福岡市博多区山王1-10-15
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145-2
筑豊電気鉄道株式会社	業務部総務課	中間市鍋山町1-6
甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320
北九州高速鉄道株式会 社	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1
西鉄バス二日市株式会社	月の浦本社運行部	大野城市大字牛頸2473-12
西鉄バス宗像株式会社	赤間本社	宗像市陵巖寺4-7-1
西鉄バス久留米株式会社	運行部	久留米市御井町2291-1
西鉄バス大牟田株式会 社	運行部	大牟田市白金町63
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1
西鉄高速バス株式会社	業務課	福岡市中央区那の津4-3-22
西鉄バス北九州株式会社	営業本部総務課	北九州市小倉北区砂津1-1-2

名称	担当部署	所在地
九州急行バス株式会社	総務課	福岡市博多区博多駅南4-7-2
堀川バス株式会社	総括部	八女市本町1番地
株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木1396番地2
西鉄観光バス株式会社	総務課	福岡市博多区石城町10-18
柳城観光株式会社		柳川市下宮永町1092
九州郵船株式会社	総務部	福岡市博多区神屋町1-27
壱岐・対馬フェリー株式会社	運行部	福岡市中央区那の津3-46-7
久留米運送株式会社	総務部	久留米市東櫛原町353
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府621
株式会社ランテック	業務本部運輸課	福岡市博多区古門戸町4-26
丸善海陸運輸株式会社	総務部	久留米市善導寺町飯田829-1
三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1
公益社団法人福岡県トラック協会	業務課	福岡市博多区博多駅東1-18-8
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30
一般社団法人福岡県歯科医師会	事務局	福岡市中央区大名1-12-43
公益社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8
九州朝日放送株式会社	報道制作局	福岡市中央区長浜1-1-1
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-2

名称	担当部署	所在地
株式会社福岡放送	報道制作局	福岡市中央区渡辺通1-1-1
株式会社TVQ九州放送	報道スポーツ局	福岡市博多区住吉2-3-1
株式会社エフエム福岡	放送本部	福岡市中央区渡辺通2-1-82
株式会社CROSS FM	編成事業部	北九州市小倉北区古船場町9番11号
ラブエフエム国際放送株式会社	総務部	福岡市中央区天神2-2-43
福岡県道路公社	総務課	福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡北九州高速道路公社	総務部	福岡市東区東浜2-7-53

(5) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号 (内線)	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
北九州市	危機管理室危機管理課	78-101-70	1-78-101-75	093-582-2110	093-582-3811 (消防局指令課)	093-582-2112
福岡市	防災・危機管理課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056 (1722)	092-725-6595 (災害救急指令センター)	092-733-5861
大牟田市	防災対策室	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-2222 (3841)	0944-41-2222 (夜間)	0944-41-2894
久留米市	防災対策課	78-203-70	1-78-203-75	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712
直方市	市民協働課	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500 (1231)	0948-22-2868	0948-30-9712
田川市	安全安心まちづくり課	78-206-70	1-78-206-75	0947-44-2000 (318)	同左	0947-46-0124
柳川市	安全安心課	78-207-70	1-78-207-75	0944-77-8153	同左	0944-74-1374
八女市	地域支援課	78-210-70	1-78-210-75	0943-23-1111 (261)	0943-23-1731	0943-23-2583
筑後市	地域支援課	78-664-74	1-78-664-75	0942-65-7065	0942-52-3501	0942-53-4216
大川市	地域支援課	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101 (282)	同左	0944-87-2101
行橋市	総務課	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1431)	同左	0930-25-0299
豊前市	総務課	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111 (1334)	0979-82-1111	0979-83-2560
中間市	安全安心まちづくり課	78-215-70	1-78-215-75	093-244-1111 (1252)	093-246-2017	093-245-5598
小郡市	協働推進課	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111 (244)	0942-72-2111 (253)	0942-73-4466
筑紫野市	安全安心課	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111 (234)	092-923-0183	092-923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111 (3911)	092-584-1156	092-584-1143
大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1966	092-501-2211	092-572-8432

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号 (内線)	緊急時NTT電 話番号	NTTFAX
宗像市	生活安全課	78-220-70	1-78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121 (519)	同左	092-921-1601
古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111 (327)	092-942-1112	092-942-3758
福津市	生活安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168
うきは市	総務課	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-3111 (222)	同左	0943-75-5509
宮若市	総務課	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511	0949-32-0510	0949-32-9430
嘉麻市	総務課	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5353 (1122)	0948-62-5660	0948-62-5610
朝倉市	消防防災課	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111 (119)	0946-23-0364	0946-22-0418
みやま市	総務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-63-6111 (336)	同左	0944-64-1503
糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-332-2110	092-323-1123	092-324-0239
那珂川町	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211 (242)	同左	092-954-0292
宇美町	総務課	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111 (113)	同左	092-933-7512
篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1111 (313)	092-947-8409	092-947-7977
志免町	総務課	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001	同左	092-935-2931
須恵町	総務課	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1151	同左	092-933-6579
新宮町	地域協働課	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1730	092-963-1734	092-962-2078
久山町	総務課	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111	同左	092-976-2463
粕屋町	協働のまちづくり課	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311	092-938-5778	092-938-3150
芦屋町	総務課	78-381-70	1-78-381-75	093-223-3572	093-223-5292	093-223-3927

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号 (内線)	緊急時NTT電 話番号	NTTFAX
水巻町	総務課	78-382-70	1-78-382-75	093-201-4321	同左	093-201-4423
岡垣町	地域づくり課	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211	同左	093-282-1310
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234	同左	093-293-0806
小竹町	総務課	78-401-70	1-78-401-75	0949-62-1212	0949-62-1282	0949-62-1140
鞍手町	総務課	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111	同左	0949-42-5693
桂川町	総務課	78-421-70	1-78-421-75	0948-65-1100	同左	0948-65-3424
筑前町	環境防災課	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609 (179)	同左	0946-42-2011
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-446-75	0946-72-2311	同左	0946-72-2038
大刀洗町	地域支援課	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0173	同左	0942-77-3063
大木町	総務課	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1035	0944-32-1444	0944-32-1054
広川町	総務課	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1111 (201)	0943-32-1440	0943-32-5164
香春町	総務課	78-601-70	1-78-601-75	0947-32-2511	同左	0947-32-4815
添田町	地域防災プロジェクト	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-1231	0947-82-4002	0947-82-2869
糸田町	総務課	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231	同左	0947-26-1651
川崎町	防災管財課	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000 (230, 231)	同左	0947-72-6453
大任町	総務企画財政課	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000	同左	0947-63-3813
赤村	総務課	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000	同左	0947-62-3007
福智町	総務課	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	同左	0947-22-0782
苅田町	くらし安全課	78-621-70	1-78-621-75	093-434-1037	093-434-1117	093-436-3014

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号 (内線)	緊急時NTT電 話番号	NTTFAX
みやこ町	総務課	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511 (211)	同左	0930-32-4563
吉富町	総務課	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122	同左	0979-24-3219
上毛町	総務課	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111	同左	0979-72-4664
築上町	総務課	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300 (333)	同左	0930-56-1405

(6) 消防本部（局）

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	総務課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3802	093-592-6898
福岡市消防局	警防部警防課 広域対策係	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6952	092-725-6606
大牟田市消防本部	警防課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	総務課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-244-0901	093-246-0119
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川270	0944-62-5125	0944-62-3234
糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	092-332-8027	092-324-4514
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
八女消防本部	警防課	八女市本村深町22-1	0943-24-0119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組合 消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5034	092-924-3397
飯塚地区消防本部	総務課庶務係	飯塚市片島3-16-8	0948-22-1966	0948-28-4363
春日・大野城・那珂川消 防組合消防本部	警備課	春日市春日2-2-1	092-584-1191	092-584-1194
田川地区消防本部	総務課総務係	田川市川宮1570	0947-44-0650	0947-46-1404
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5157	0942-38-5172
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
直方・鞍手広域市町村 圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田浮州16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-22-0119	0946-24-1334
粕屋南部消防組合消防 本部	総務課	志免町大字田富170	092-935-5111	092-935-4882
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0131	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

安 否 情 報 省 令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の

報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定に

より、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、

すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したものの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 被災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
	軽症		人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損程度	全焼	棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼	棟			建物焼損表面積	m ²
	部分焼	棟	林野焼損面積			a	
	ぼや	棟					
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他				人		
救急・救助 活動状況							
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重 症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材
	使用停止命令 月 日 時 分		事業所 自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			海 上 保 安 庁	人	
			自 衛 隊	人	
		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	月 日 時 分	覚知方法	
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分			被害					
災害名 ・ 報告番号	災害名		第	報		そ	田	流失・埋没	ha		
				畑	冠水		ha				
報告者名	(月 日 時現在)		文	教 施 設		の	道	院	箇所		
				病	路		箇所				
区分			被害			橋	り よ う		箇所		
人的被害	死 者		人		河		川		箇所		
	行方不明者		人		港	湾		箇所			
	負傷者	重 傷		人		砂	防		箇所		
		軽 傷		人		清	掃 施 設		箇所		
住家被害	全 壊		棟		他	崖	く ず れ		箇所		
			世帯			鉄	道 不 通		箇所		
			人			被	害 船 舶		隻		
	半 壊		棟			水	道		戸		
			世帯			電	話		回線		
			人			電	気		戸		
	一 部 破 損		棟			ガ	ス		戸		
			世帯			ブ	ロ ッ ク 塀 等		箇所		
			人								
	床 上 浸 水		棟			り	災	世 帯 数	世帯		
		世帯		り	災	者 数	人				
		人		火	建 物		件				
非住家	公 共 建 物		棟		災	危 険 物		件			
	そ の 他		棟		発	そ の 他		件			

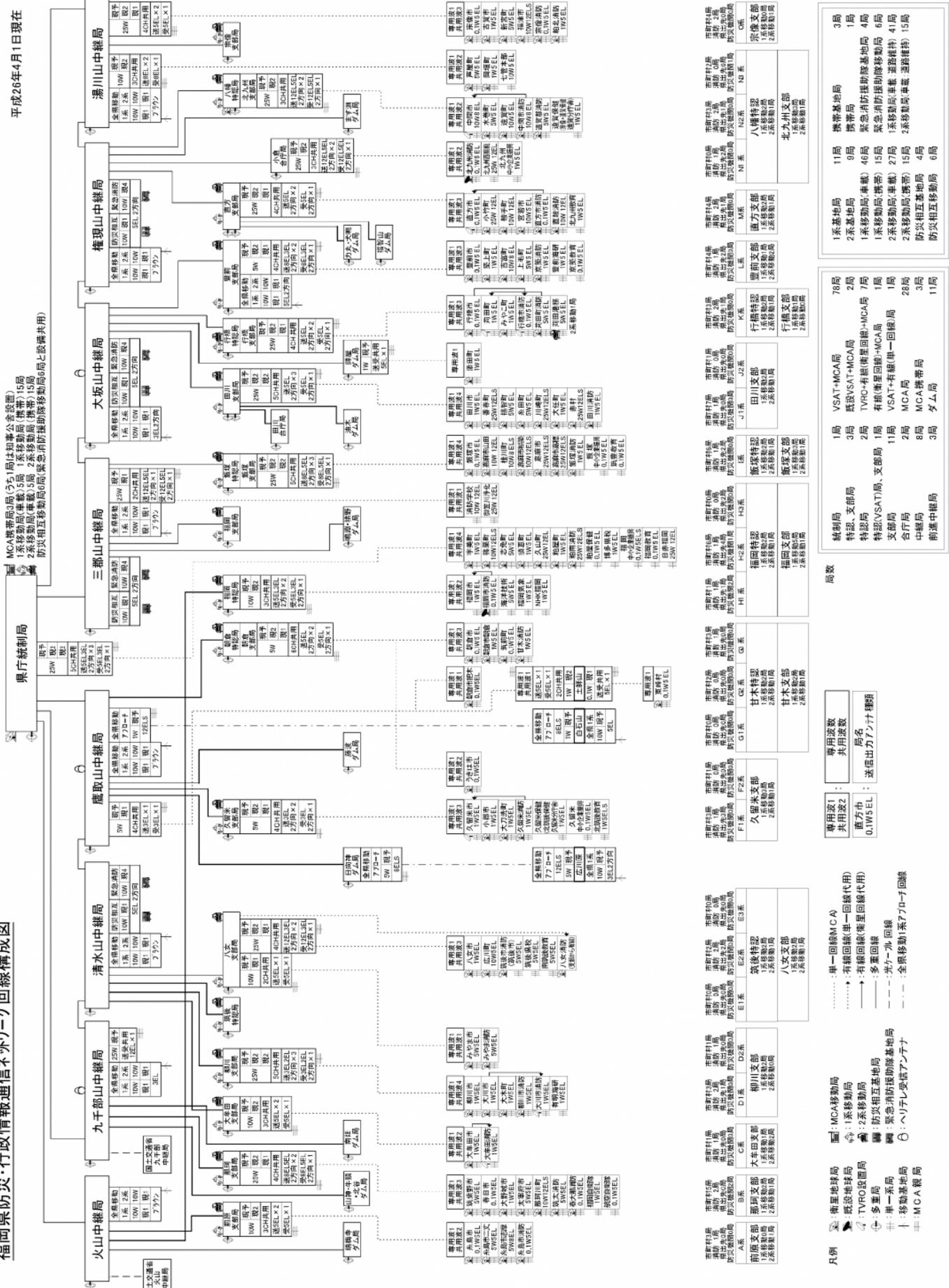
区 分		被 害	災 害 対 策 本 部 況	都 道 府 県	市 町 村	
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団 体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額		千円	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク回線構成図

平成26年4月1日現在



- 凡例**
- ☑: 衛星地球局
 - ☑: 環遊地球局
 - ☑: TVRO設置局
 - ☑: 多重局
 - ☑: 単一系局
 - ☑: 移動基地局
 - ☑: MICA親局
- 凡例**
- ☑: 単一回線(MICA)
 - ☑: 有線回線(単一回線代用)
 - ☑: 有線回線(衛星回線代用)
 - ☑: 多重回線
 - ☑: 光ケーブル回線
 - ☑: 全線移動1系プロトコル回線
- 局数**
- ☑: 専用波1
 - ☑: 専用波2
 - ☑: 専用波3
 - ☑: 専用波4
 - ☑: 専用波5
 - ☑: 専用波6
 - ☑: 専用波7
 - ☑: 専用波8
 - ☑: 専用波9
 - ☑: 専用波10
 - ☑: 専用波11
 - ☑: 専用波12
 - ☑: 専用波13
 - ☑: 専用波14
 - ☑: 専用波15
 - ☑: 専用波16
 - ☑: 専用波17
 - ☑: 専用波18
 - ☑: 専用波19
 - ☑: 専用波20
 - ☑: 専用波21
 - ☑: 専用波22
 - ☑: 専用波23
 - ☑: 専用波24
 - ☑: 専用波25
 - ☑: 専用波26
 - ☑: 専用波27
 - ☑: 専用波28
 - ☑: 専用波29
 - ☑: 専用波30
 - ☑: 専用波31
 - ☑: 専用波32
 - ☑: 専用波33
 - ☑: 専用波34
 - ☑: 専用波35
 - ☑: 専用波36
 - ☑: 専用波37
 - ☑: 専用波38
 - ☑: 専用波39
 - ☑: 専用波40
 - ☑: 専用波41
 - ☑: 専用波42
 - ☑: 専用波43
 - ☑: 専用波44
 - ☑: 専用波45
 - ☑: 専用波46
 - ☑: 専用波47
 - ☑: 専用波48
 - ☑: 専用波49
 - ☑: 専用波50
 - ☑: 専用波51
 - ☑: 専用波52
 - ☑: 専用波53
 - ☑: 専用波54
 - ☑: 専用波55
 - ☑: 専用波56
 - ☑: 専用波57
 - ☑: 専用波58
 - ☑: 専用波59
 - ☑: 専用波60
 - ☑: 専用波61
 - ☑: 専用波62
 - ☑: 専用波63
 - ☑: 専用波64
 - ☑: 専用波65
 - ☑: 専用波66
 - ☑: 専用波67
 - ☑: 専用波68
 - ☑: 専用波69
 - ☑: 専用波70
 - ☑: 専用波71
 - ☑: 専用波72
 - ☑: 専用波73
 - ☑: 専用波74
 - ☑: 専用波75
 - ☑: 専用波76
 - ☑: 専用波77
 - ☑: 専用波78
 - ☑: 専用波79
 - ☑: 専用波80
 - ☑: 専用波81
 - ☑: 専用波82
 - ☑: 専用波83
 - ☑: 専用波84
 - ☑: 専用波85
 - ☑: 専用波86
 - ☑: 専用波87
 - ☑: 専用波88
 - ☑: 専用波89
 - ☑: 専用波90
 - ☑: 専用波91
 - ☑: 専用波92
 - ☑: 専用波93
 - ☑: 専用波94
 - ☑: 専用波95
 - ☑: 専用波96
 - ☑: 専用波97
 - ☑: 専用波98
 - ☑: 専用波99
 - ☑: 専用波100

5 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

区分	二次医療圏名	医療機関名	DMAT 指定	病床数	所在地	電話番号	ヘリポートの状況		
							敷地内外	区分	病院からの距離
基幹災害医療センター		国立病院機構九州医療センター	○	700	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	○	380	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	○	915	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	九州大学病院	○	1,275	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島・筑紫	福岡赤十字病院	○	511	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211	屋上	公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡和白病院	○	367	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	粕屋	国立病院機構福岡東医療センター	○	579	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	粕屋	福岡青洲会病院	○	213	糟屋郡粕屋町長者原800-1	092-939-2519	敷地外	緊急時	3.0km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	○	439	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立医療センター	○	636	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	0.5km
地域災害医療センター	北九州	健和会大手町病院	○	527	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	北九州、京築	北九州総合病院	○	360	北九州市小倉南区湯川5-10-10	093-921-0560	敷地外	公共用	11.0km
地域災害医療センター	北九州、宗像	産業医科大学病院	○	678	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	北九州市、直方・鞍手	九州病院	○	575	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	093-641-5111	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	久留米、甘木・朝倉	久留米大学病院	○	1,094	久留米市旭町67	0942-35-3311	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米、八女・筑後	聖マリア病院	○	1,295	久留米市津福本町422	0942-35-3322	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	有明	大牟田市立病院	○	350	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
地域災害医療センター	飯塚、直方・鞍手	飯塚病院	○	1,116	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800	敷地外	緊急時	0.1km
地域災害医療センター	田川	田川市立病院	○	342	田川市大字楠1700-2	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.5km
地域災害医療センター	京築	新行橋病院	○	246	行橋市道場寺1411	0930-24-8899	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡記念病院	○	220	福岡市早良区西新1-1-35	092-821-4731	敷地外	緊急時	0.8km
地域災害医療センター	北九州	新小文字病院	○	229	北九州市門司区大里新町2-5	093-391-1001	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	甘木・朝倉	朝倉医師会病院	○	300	朝倉市来春422	0946-23-0077	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	筑紫	福岡県済生会二日市病院	○	260	筑紫野市湯町3-13-1	092-923-1551	敷地外	緊急時	0.2km
地域災害医療センター	京築	小波瀬病院	○	266	京都郡苅田町大字新津1598	0930-24-5211	敷地外	緊急時	5.6km

(平成26年5月14日現在)

6 二種感染症指定医療機関一覧表

医療機関名	住所	感染症病床数	電話
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町2-5-1	16	092-713-3111
国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	2	092-852-0700
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	2	092-521-1211
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	2	092-921-1011
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	16	093-541-1831
田川市立病院	田川市大字糺1700-2	8	0947-44-2100
聖マリア病院	久留米市津福本町422	6	0942-35-3322
筑後市立病院	筑後市大和和泉917-1	2	0942-53-7511

(平成26年5月14日現在)

7 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道202号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道路
	海上輸送	国道3号	161.9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
		市道千鳥橋吾人線	3.2	博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道原比恵線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道3号
国道3号		161.9	陸自福岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送		
北九州地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道10号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送	
	海上輸送	国道10号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
		国道99号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送	
	航空輸送	国道10号	70.4	北九州空港、空自築城基地等からの緊急輸送	
筑後地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		九州横断自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道209号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道藤山国分1丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送	
		国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送	
筑豊地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道201号	79.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
	海上輸送	国道201号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道飯塚留置線	2.0	陸上自衛隊飯塚駐屯地からの緊急輸送	

※各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

8 主要路線表

(平成25年4月1日現在)

道路種別	路線名	路線番号	起 点 終 点 <注1>	実延長 km	備考
一般国道	2号		北九州市門司区(県界) ～ 門司区(3号迄)	2.3	
	3号		北九州市門司区 ～ 八女市(県界)	140.4	
	10号		北九州市小倉北区 (3号分岐) ～ 築上郡吉富町(県界)	65.4	
	198号		門司港 ～ 北九州市門司区	0.6	
	199号		北九州市門司区 ～ 北九州市八幡西区	46.4	
	200号		北九州市八幡西区 ～ 筑紫野市	89.0	
	201号		福岡市博多区 ～ 行橋市	86.8	
	202号		福岡市博多区 ～ 糸島市	82.9	
	208号		大牟田市(県界) ～ 大川市(県界)	48.4	
	209号		大牟田市 ～ 久留米市	27.0	
	210号		久留米市 ～ うきは市(県界)	44.2	
	211号		朝倉郡東峰村(県界) ～ 北九州市八幡西区	48.1	
	263号		福岡市城南区 ～ 福岡市早良区(県界)	19.8	
	264号		久留米市(県界) ～ 久留米市	2.6	
	322号		北九州市小倉北区 ～ 久留米市	115.5	
	385号		柳川市 ～ 福岡市博多区	35.4	
	386号		朝倉市 ～ 筑紫野市	42.3	
	389号		大牟田市 ～ 大牟田市(県界)	4.0	
	442号		八女市 ～ 大川市	69.3	
	443号		大川市 ～ みやま市(県界)	21.9	
495号		遠賀郡芦屋町 ～ 糟屋郡新宮町	68.5		
496号		行橋市 ～ 京都郡みやこ町	38.2		
497号		福岡市 ～ 糸島市	14.3		
500号		京都郡みやこ町 ～ 小郡市	55.9		
高 速 自動車国道	関門自動車道		門司区(県界) ～ 門司区黒川	7.0	
	東九州自動車道		北九州市小倉南区 ～ 行橋市	16.8	
	九州縦貫自動車道		門司区黒川 ～ 大牟田市(県界)	126.3	
	九州横断自動車道		小郡市(県界) ～ 朝倉市	31.5	
主 要 地方道	豊前万田線	1	豊前市 ～ 築上郡上毛町(県界)	1.3	
	豊前耶馬溪線	2	豊前市 ～ 豊前市(県界)	9.2	
	大牟田植木線	3	大牟田市 ～ 大牟田市(県界)	7.9	
	玉名八女線	4	八女市(県界) ～ 八女市	15.1	
	大牟田南関線	5	大牟田市 ～ 大牟田市(県界)	5.4	
	玉名立花線	6	八女市(県界) ～ 八女市	0.7	
	筑紫野インター線	7	筑紫野市 ～ 筑紫野市	2.4	
	馬田場頓田線	8	朝倉市 ～ 朝倉市	3.2	
	室木下有木若宮線	9	鞍手郡鞍手町 ～ 宮若市	8.3	
	南関大牟田北線	10	大牟田市(県界) ～ 大牟田市	10.4	
	有毛引野線	11	北九州市 ～ 北九州市	12.4	
	前原富士線	12	糸島市 ～ 糸島市(県界)	15.7	
	黒木鹿北線	13	八女市 ～ 八女市(県界)	3.8	
	鳥栖朝倉線	14	小郡市 ～ 朝倉市	21.9	
	佐賀八女線	15	久留米市(県界) ～ 八女市	13.6	
	吉富本耶馬溪線	16	築上郡吉富町 ～ 吉富町(県界)	12.3	
	久留米基山筑紫野線	17	久留米市 ～ 筑紫野市	8.3	
	大牟田川副線	18	大牟田市 ～ 大川市(県界)	31.2	
	諸富西島線	19	大川市(県界) ～ 久留米市	4.4	
	佐賀大川線	20	大川市(県界) ～ 大川市	1.4	
	福岡直方線	21	福岡市博多区 ～ 直方市	45.3	
	田川直方線	22	田川市 ～ 直方市	27.2	
	久留米柳川線	23	久留米市 ～ 柳川市	19.4	
	福岡東環状線	24	福岡市東区 ～ 福岡市博多区	20.2	
	門司行橋線	25	北九州市門司区 ～ 行橋市	46.3	

道路種別	路線名	路線番号	起 点 終 点 <注1>	実延長 km	備考
主 要 地方道	北九州芦屋線	26	北九州市若松区 ～ 遠賀郡芦屋町	7.8	
	直方芦屋線	27	直方市 ～ 遠賀郡芦屋町	19.3	
	直方行橋線	28	直方市 ～ 行橋市	33.0	
	直方宗像線	29	直方市 ～ 宗像市	13.8	
	飯塚福岡線	30	飯塚市 ～ 福津市	27.2	
	福岡筑紫野線	31	福岡市中央区 ～ 筑紫野市	19.0	
	犀川豊前線	32	京都郡みやこ町 ～ 豊前市	32.9	
	甘木田主丸線	33	朝倉市 ～ 久留米市	8.7	
	行橋添田線	34	行橋市 ～ 田川郡添田町	29.1	
	筑紫野古賀線	35	筑紫野市 ～ 古賀市	38.4	
	小倉停車場線	36	小倉停車場 ～ 北九州市小倉北区	0.2	
	小倉港町線	37	小倉港 ～	0.6	
	戸畑停車場線	38	戸畑停車場 ～ 北九州市戸畑区	0.4	
	荻田港線	39	荻田港 ～ 京都郡荻田町	0.3	
	直方停車場線	40	直方停車場 ～ 直方市	0.5	
	伊田停車場線	41	田川伊田停車場 ～ 田川市	0.6	
	飯塚停車場線	42	飯塚停車場 ～ 飯塚市	0.2	
	博多停車場線	43	博多停車場 ～ 福岡市博多区	1.1	
	博多港線	44	博多港 ～	0.8	
	福岡空港線	45	福岡空港 ～ 福岡市博多区	3.0	
	久留米停車場線	46	久留米停車場 ～ 久留米市	1.9	
	久留米城島大川線	47	久留米市 ～ 大川市	19.7	
	中間引野線	48	中間市 ～ 北九州市八幡西区	4.8	
	大野城二丈線	49	大野城市 ～ 糸島市	36.3	
	八幡戸畑線	50	北九州市八幡東区 ～ 北九州市戸畑区	7.1	
	曾根鞆ヶ谷線	51	北九州市小倉南区 ～ 北九州市八幡東区	13.1	
	八女香春線	52	八女市 ～ 田川郡香春町	80.1	
	久留米筑紫野線	53	久留米市 ～ 筑紫野市	29.7	
	福岡志摩前原線	54	福岡市西区 ～ 糸島市	36.9	
	宮田遠賀線	55	宮若市 ～ 遠賀郡遠賀町	16.4	
	福岡早良大野城線	56	福岡市西区 ～ 大野城市	25.2	
	浮羽石川内線	57	うきは市 ～ 八女市	20.3	
	椎田勝山線	58	築上郡築上町 ～ 京都郡みやこ町	21.6	
	志賀島和白線	59	福岡市東区 ～ 福岡市東区	13.2	
	飯塚大野城線	60	飯塚市 ～ 大野城市	34.6	
	小倉中間線	61	北九州市小倉南区 ～ 中間市	21.3	
	北九州小竹線	62	北九州市八幡東区 ～ 鞍手郡小竹町	29.0	
	長行田町線	63	北九州市小倉南区 ～ 北九州市小倉北区	9.5	
	荻田採銅所線	64	京都郡荻田町 ～ 田川郡香春町	26.4	
	筑紫野筑穂線	65	筑紫野市 ～ 飯塚市	21.0	
	桂川下秋月線	66	嘉穂郡桂川町 ～ 朝倉市	22.5	
	田川桑野線	67	田川市 ～ 嘉麻市	28.9	
	福岡大宰府線	68	福岡市東区 ～ 太宰府市	14.6	
	宗像玄海線	69	宗像市 ～ 宗像市	12.1	
	田主丸黒木線	70	久留米市 ～ 八女市	30.2	
	新門司港大里線	71	新門司港 ～ 北九州市門司区	9.5	
	黒川白野江東本町線	72	北九州市門司区 ～ 北九州市門司区	10.8	
	直方水巻線	73	直方市 ～ 遠賀郡水巻町	18.4	
	宮田小竹線	74	宮若市 ～ 鞍手郡小竹町	10.1	
若宮玄海線	75	宮若市 ～ 宗像市	18.1		
筑紫野大宰府線	76	筑紫野市 ～ 太宰府市	8.2		
筑紫野三輪線	77	筑紫野市 ～ 朝倉郡筑前町	13.6		
添田小石原線	78	田川郡添田町 ～ 朝倉郡東峰村	14.9		
朝倉小石原線	79	朝倉市 ～ 朝倉郡東峰村	17.7		

道路種別	路線名	路線番号	起 点 終 点 <注1>	実延長 km	備考
主 要 地方道	甘木朝倉田主丸線	80	久留米市 ~ 朝倉市	16.1	
	久留米浮羽線	81	久留米市 ~ うきは市	24.8	
	久留米立花線	82	久留米市 ~ 八女市	11.9	
	大和城島線	83	柳川市 ~ 久留米市	15.4	
	三潞上陽線	84	久留米市 ~ 八女市	19.2	
	福岡志摩線	85	福岡市西区 ~ 糸島市	13.6	
	久留米筑後線	86	久留米市 ~ 筑後市	14.3	
	岡垣宮田線	87	遠賀郡岡垣町 ~ 宮若市	15.5	
	久留米小郡線	88	久留米市 ~ 小郡市	20.0	
	瀬高久留米線	89	みやま市 ~ 久留米市	15.9	
	穂波嘉穂線	90	飯塚市 ~ 嘉麻市	13.0	
	志免須恵線	91	粕屋郡志免町 ~ 粕屋郡須恵町	7.2	
	宗像篠栗線	92	宗像市 ~ 粕屋郡篠栗町	37.6	
	大牟田高田線	93	大牟田市 ~ みやま市	16.1	
	高田山川線	94	みやま市 ~ みやま市	6.2	
	添田赤池線	95	田川郡添田町 ~ 田川郡福智町	14.7	
	八女瀬高線	96	八女市 ~ みやま市	15.5	
	福岡宗像玄海線	97	宗像市 ~ 宗像市	13.9	
	中間宮田線	98	中間市 ~ 宮若市	14.1	
	大川大木線	99	大川市 ~ 三潞郡大木町	6.8	
	大日寺潤野飯塚線	100	飯塚市 ~ 飯塚市	5.6	
浮羽草野久留米線	151	うきは市 ~ 久留米市	22.1		

(注1：起終点の地名については認定時の地名による)

道路種別	路線名	起 点 終 点 <注1>	延長 km	備考
都市高速道路	福岡都市高速道路			
	1号線	福岡市東区香住ヶ丘 ~ 西区福重	18.0	
	2号線	福岡市博多区千代 ~ 太宰府市水城	13.2	
	3号線	福岡市博多区東光 ~ 博多区豊	0.6	
	4号線	福岡市東区箱崎ふ頭 ~ 東区蒲田	6.9	
	5号線	福岡市博多区月隈 ~ 早良区野芥	13.1	
	北九州高速道路			
	1号線	北九州小倉南区長野 ~ 小倉北区下到津	9.2	
	2号線	北九州市小倉北区許斐町 ~ 戸畑区川代	4.3	
	3号線	北九州市小倉北区菜園場 ~ 小倉北区東港	1.8	
	4号線	北九州市門司区春日町 ~ 八幡西区茶屋の原	31.8	
	5号線	北九州市八幡東区東田 ~ 八幡東区神山町	2.4	

9 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条		

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				